

防府市母子保健推進員設置要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健事業の充実を図るため、母子保健推進員（以下「推進員」という。）を設置し、もって地域における母子保健組織活動の育成と母子保健の向上に資することを目的とする。

(推進員の依頼)

第2条 市長は、助産師、保健師、看護師又は母子保健に相当の経験があり、かつ熱意を有する者から、推進員を選んで母子保健推進員活動（以下「推進活動」という。）を依頼する。

2 市長は、推進活動を依頼するときは、依頼書及び推進員であることを証明する証票を交付し、推進活動を行う際には、当該証票を携行させる。

(推進員の研修)

第3条 市長は推進員に対し、推進活動に必要な研修を行うものとする。

(推進活動)

第4条 推進員は次の職務を行うものとする。

- (1) 母性及び乳幼児の保健に関する問題の把握に努める。
- (2) 市が実施する健康診査及び保健指導の受診案内に家庭訪問をし、勧奨する。
- (3) 母子保健に関する各種の未申請者並びに健康診査及び保健指導の未受診者等の把握に努め、申請、受診等を勧奨する。
- (4) 市が行う母子保健事業に協力し、地域の母子の健康保持増進に努める。
- (5) 地域の子育て支援を行う。

(活動の記録、報告)

第5条 推進員は、推進活動の状況を明らかにした記録簿を備え、活動状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

2 推進員は、推進活動中に母子保健に関する援護の希望その他の情報等で緊急を要する者に接したときは、速やかに市長に連絡するよう努めるものとする。

(服務)

第6条 推進員は、推進活動に際して、対象者の人格を尊重し、自発的な行動を促し、常に豊かな愛情と誠意をもって接しなければならない。

2 推進員は、政治・宗教等特定の利益を目的とした活動を推進活動に持ち込んで서는ならない。

(秘密の保持)

第7条 推進員は、職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

(辞任)

第8条 推進員は、推進員を辞任する場合は、1か月前までに市長に届けなければならない。

(解任)

第9条 推進員が次の各号の事項に該当する場合、解任する。

(1) 第6条2項及び、第7条に違反し、母子保健推進員の活動に支障をきたしたとき。

(2) 推進員として業務を遂行することが困難と認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。